



第7回 2014年5月号

石田 郁雄
KCCN 理事
司法書士

みなさまご存知のとおり、2010年6月、当法人が原告となり、携帯電話大手3社（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク）を相手に、携帯電話契約の2年縛りに伴う解約金条項について差止め訴訟を提起しました。

現在は最高裁へ上告している状況にあり、弁護団の先生方に引き続きご担当いただいております。

この問題については、当法人では2007年以前より検討を開始し、情報収集のための110番を行ったり、国民生活センターから情報提供を受けるなどしつつ、準備を進めておりました。私自身も、消費者の方からの電話で「消費者団体がなぜこの問題を取り上げないのか」とする熱いご意見をお聞きしたこともありました。

当法人がこの問題について訴訟を提起した当時、世間では大きな話題になりました。テレビのニュースでは（スポンサーの関係からか）ほとんど取り上げられることはありませんでしたが、新聞各紙では大きく取り上げられ、またインターネット上においては一般の方からの多数の反応（ブログの記事や掲示板への書き込み）が見られました。本件は、当法人の知名度を全国的に上げた活動の一つと言ってよいかもしれません。

今や携帯電話は国民の必需品として、生活の一部となっています。必需品としての携帯電話の料金は本来もっと安くあらねばなりません。一部の事業者が契約や料金をコントロールしていることで、複雑でわかりにくい契約内容、そして高い料金が未だにまかり通っている状況です。

2年縛りの契約やそれに伴う解約金について、消費者がそれを疑問に思ったとしても、現実的には、仕方がないものとして事業者に改善を求めることができません。または、事業者が作った契約内容を、当たり前のことのように何も疑問に思わず受け入れている消費者も多いことでしょう。

今年5月20日の日本経済新聞には「携帯顧客囲い込み規制 SIMロック解除促進へ総務省検討」という記事が載りました。それによると、携帯電話の2年縛りの問題に、総務省がようやく取り組もうとしているようです。当法人が主張してきたとおり、事業者による顧客囲い込みについては、国も問題があると考え、改善に動き出そうとしているのです。

【参考】日本経済新聞電子版記事

「携帯顧客囲い込み規制 SIMロック解除促進へ総務省検討」

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2002I_Q4A520C1EE8000/

携帯電話以外にも、消費者に不当な契約条項はまだあります。事業者と一消費者では情報量や交渉力について圧倒的な差があります。このような不当な契約だが消費者が個別に行動を起こしにくい問題について、適格消費者団体は事業者を厳しく追及し、裁判等により改善を求めていく必要があります。

今年3月、当法人は「第1回津谷裕貴・消費者法実学術実践賞」を受賞しました。その副賞としていただいたのは、津谷先生が撮影された猛禽類「オオタカ」の写真パネルでした。鋭い眼で高い空から広く大地を見渡し、獲物がいたら果敢に挑む「オオタカ」の姿は、まさに私たちの行動そのもののようです（現在、「オオタカ」をモチーフに当法人のマークを作ろうという話が上がっています）。

私たちは、これからも多くの消費者の支持を得て、会員のみならずとも行動を起こすことにより、消費者を守る活動をしていかなければならないと考えています。

今後とも、京都消費者契約ネットワークの活動にご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

